

災害の発生に備えて避難行動を考えよう！

「個別避難計画」の作成を進めています

令和3年5月の災害対策基本法改正により、災害発生時に自ら避難することが困難な避難行動要支援者の方々に適切な避難支援ができるよう、個別避難計画の作成が市町村の努力義務となりました。

益田市では、災害時にひとりで避難することが困難な方々が、安全に安心して避難ができるよう、一人ひとりの状況に応じた「個別避難計画」の作成を進めています。



個別避難計画とは

災害時に「ひとりで避難することが困難な方（避難行動要支援者）」が迅速に避難できるよう、あらかじめ『いつ』『誰と』『どこに』避難するのかなどを具体的に決めておくことで災害に備える個別の避難行動計画です。

計画の情報を本人、地域の関係者や避難をサポートしてくれる方（避難支援者）と共有して、普段の見守りや災害が発生した時の避難支援などに活用します。

計画の対象者

要介護認定3以上の方および障害者手帳1～2級などをお持ちで、自宅にお住まいの方

計画の作成

①誰が作成するの？

計画の作成は、日頃から関わりのある担当ケアマネジャーや相談支援専門員が行います。対象となる方へは、順次、担当者からお知らせします。お住まいの地域にどんな危険性があるのか、災害発生時にどのような行動をとればよいのか、どのような支援が必要なのか、まずはご自身や家族、地域の人と一緒に考えてみましょう。

②作成したらどうなるの？

作成した計画は、ケアマネジャーや相談支援専門員を通して市に提出していただきます。災害が発生または発生するおそれがある場合には、計画に基づいた行動・支援にあたっていただきます。

※避難支援等が必ず行われることを保証するものではありません。

※避難支援等関係者は、避難支援等に関して法的な責任や義務を負うものではありません。

※緊急時には必要に応じて、市から関係各機関（警察、消防、サービス提供事業所など）に情報提供し、支援を依頼する場合があります。

地域の皆さんへのお願い ～大切なことは地域での助け合い～

大規模な災害が発生した場合、自力で避難することが困難な方の安否確認や救出・救助、情報提供、避難誘導を行うためには、まず、支援を必要とする方がどこにいるのかを知っておく必要があります。円滑かつ迅速に避難支援を行うためにも、平時からご近所同士で顔が見える関係を作るなど、地域の防災力を高めておくことが重要です。

いざというときには、地域住民の助け合い（共助）が被害を最小限に抑える力となります。避難時に頼る人がおらず困っている方を地域の中で助け合えるような関わり合いをお願いします。

※救助ではなく、事前に避難誘導を進めるものです。

【問い合わせ先】

- 防災に関すること …………… 市危機管理課 ☎ 31-0601 FAX 23-5001
- 高齢者に関すること …… 市高齢者福祉課 ☎ 31-0235 FAX 24-0181
- 障がい者に関すること …… 市障がい者福祉課 ☎ 31-0241 FAX 31-8120